

# 串本海上保安署 新規事業採択時評価資料

---

平成25年8月  
官庁営繕部

# 1. 事業概要 ～計画概要、位置～

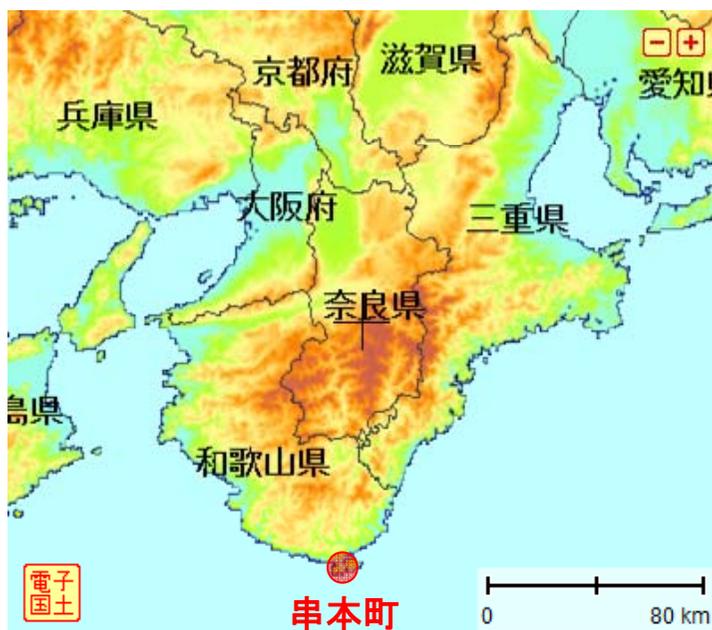
## (1) 計画概要

串本海上保安署は、築後39年が経過し老朽化が著しいことに加え、現敷地は南海トラフ巨大地震による津波の想定浸水深が5～10mの地域に位置しており、津波により2階建ての庁舎全体が浸水し災害時における応急対策活動に支障をきたすおそれがある。また、業務量の増大や業務体制強化により庁舎の狭あい化が進行し、業務に支障をきたしている。一方、串本町では防災官署等の高台移転を進めており、高台の造成地の一画を取得見込みである。

このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、高台敷地に串本海上保安署庁舎を整備するものである。

## (2) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町



# 1. 事業概要 ～既存庁舎の概要～

## (3) 既存庁舎の概要

- 建設 : 昭和49年(築39年)
- 敷地 : 和歌山県東牟婁郡串本町串本2113-3 916m<sup>2</sup>
- 建物 : 鉄筋コンクリート造 2階建て 外延べ面積345m<sup>2</sup>



写真A(正面側)



①. 庁舎(南立面)



②. 庁舎(北立面)



③. 前面道路から庁舎を見る

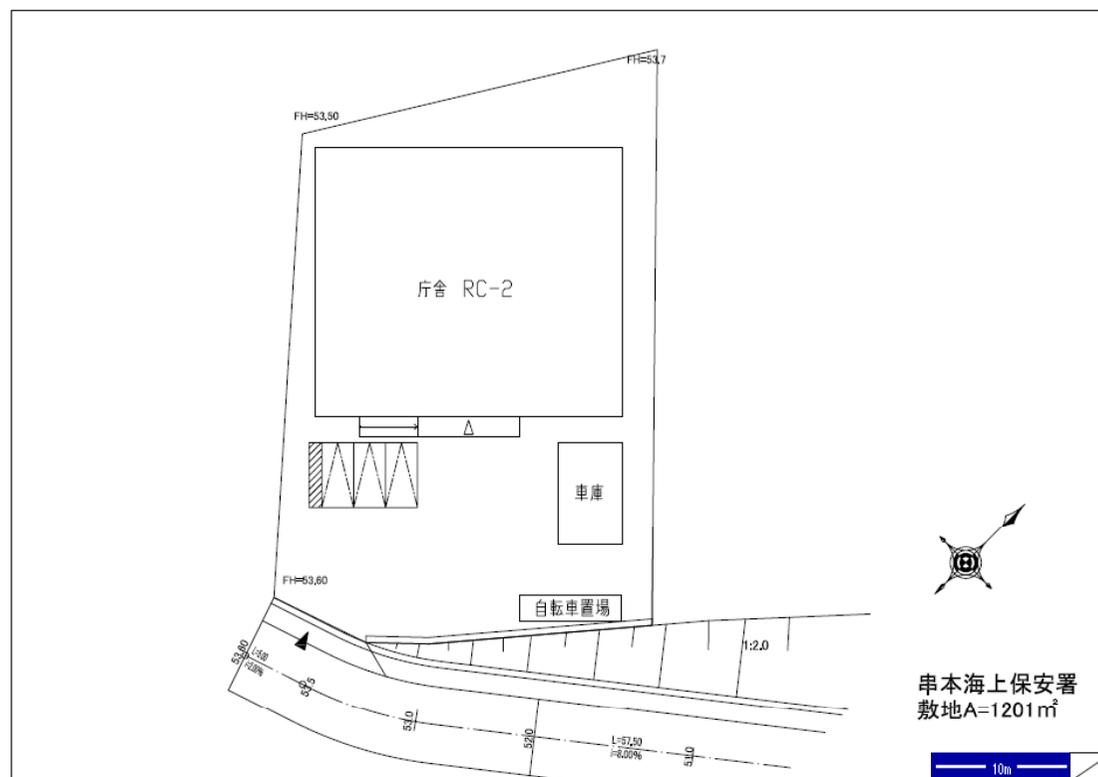


④. 敷地(北側)

# 1. 事業概要 ～新庁舎の概要～

## (4) 新庁舎の概要

- 敷地：和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 1,201㎡  
 ※ 平成25年度中に造成工事が完了見込、平成26年度に敷地を取得予定
- 建物：鉄筋コンクリート造地上2階建て 外延べ面積1,084㎡
- 工事費：約3.5億円
- 事業期間：平成26年度～平成28年度



配置図



# 1. 事業概要 ～串本海上保安署の組織と業務～

## (5) 串本海上保安署の業務

海上保安署は、海上における法令の励行、海難救助、海洋汚染等の防止、犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等の業務を行い、海上の安全及び治安の確保を行う機関である。

串本署の担任水域は、田辺海上保安部の管轄区域・担任水域のうち、新宮市から串本町までの1市4町1村及び沿岸域(海岸線延長197km)である。

特に、反捕鯨団体活動の警戒や、第五管区海上保安本部管内南部の洋上事故に対する救難第一陣として重要な役割を果たしている。

## (6) 串本海上保安署の体制(平成25年度末現在)

串本海上保安署は、署長以下、次長、署員等4名の陸上職員と、PC型巡視艇「むろづき」(定員10名)の船艇職員(2クルー:20名)で構成される。

船艇職員は交代で乗船し、庁舎内で執務も行う。



PC型巡視艇「むろづき」



## 2. 事業計画の必要性 ～評点の算出、現存率の算定根拠～

(1) 必要性の評点 : 115点

計画理由		評点	串本海上保安署の状況	⇒	必要性の評点	115点
①	老朽	80	現存率69%		従要素×0.1	8
②	狭隘	70	面積率0.62			7
⑦	施設の不備	100	対津波性能不足かつ改修による性能確保困難		主理由×1	100

※③借用返還、④分散、⑤都市計画の関係、⑥立地条件の不良、⑧衛生条件の不良、⑨法令等は評点無し。

(2) 現存率の算定根拠

区分	構成比	各部現存率	主な現象
構造	34.6	0.70	部分的にひび割れが生じており、改修を要する。
主要部の仕上げ	26.8	0.61	漏水、汚れ、剥がれが広範囲に生じており、改修を要する。
電気設備	9.9	0.69	各設備に経年による劣化が認められる。
機械設備	28.7	0.75	各設備に経年による劣化、損耗が認められる。
計	100.0	0.69	

$$\text{現存率} = \Sigma(\text{構成比} \times \text{各部現存率}) = 69$$

(注) 現存率は建物の老朽度を示す指標で、建築物の新築時を100とする。

## 2. 事業計画の必要性 ～面積率の算出根拠～

### (3) 面積率の算出根拠

#### － 換算人員の算出根拠

職員数(陸上職員)

区分	換算率	人員	換算人員
署長	6.0	1	6.0
次長	2.5	1	2.5
地域防災官	1.8	2	3.6
署員	1.0	2	2.0
計	—	6	14.1

(参考)職員数(船艇職員)

区分	換算率	人員	換算人員
船長、機関長、主任航海士等	1.8	14	25.2
航海士、航海士補、機関士	1.0	6	6.0
計	—	20	31.2

#### － 固有業務室の面積

(注) 面積率は、狭隘の状況を示す指標であって、計画の必要性を評価する際に用いるものであり、所要面積に対する現有面積の充足率とは一致しない。

室名	面積	室名	面積	室名	面積	室名	面積
通信機械室	40.0	取調室	10.0	司令室	10.0	防災資機材庫	44.0
発動発電機室	20.0	公害分析測定室	15.0	検視室	10.0	制服更衣室	5.6
浮動電源装置室	20.0	船艇職員執務室	103.0	保管物品庫	2.5	シャワー室	3.0
蓄電池室	10.0	船艇職員待機室	52.8	押収品庫	13.0	暗室	5.0
留置場	44.0	船艇用品庫	25.0	危険物倉庫	3.0		

合計  
435.9m<sup>2</sup>

－ 面積率 = 現有面積 ÷ (7.4 × 換算人員 × 1.1 + 0.4 × 換算人員 + 固有業務室面積)  
 = 345 ÷ (7.4 × 14.1 × 1.1 + 0.4 × 14.1 + 435.9)  
 = 0.62

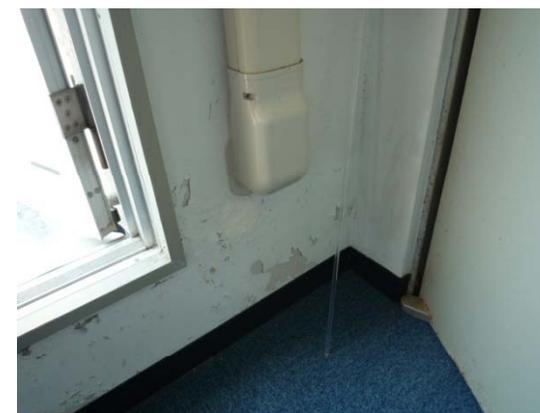
## 2. 事業計画の必要性 ～現庁舎の老朽・狭隘状況～



庁舎：外壁に発錆が見られる



庁舎：外部建具に発錆が見られる



庁舎：各所外部より漏水跡が見られ、内部建具も劣化が見られる



船艇職員執務室：狭隘が著しく事務室内通路の確保も難しい状況。また船艇職員待機室等の確保が出来ていない。



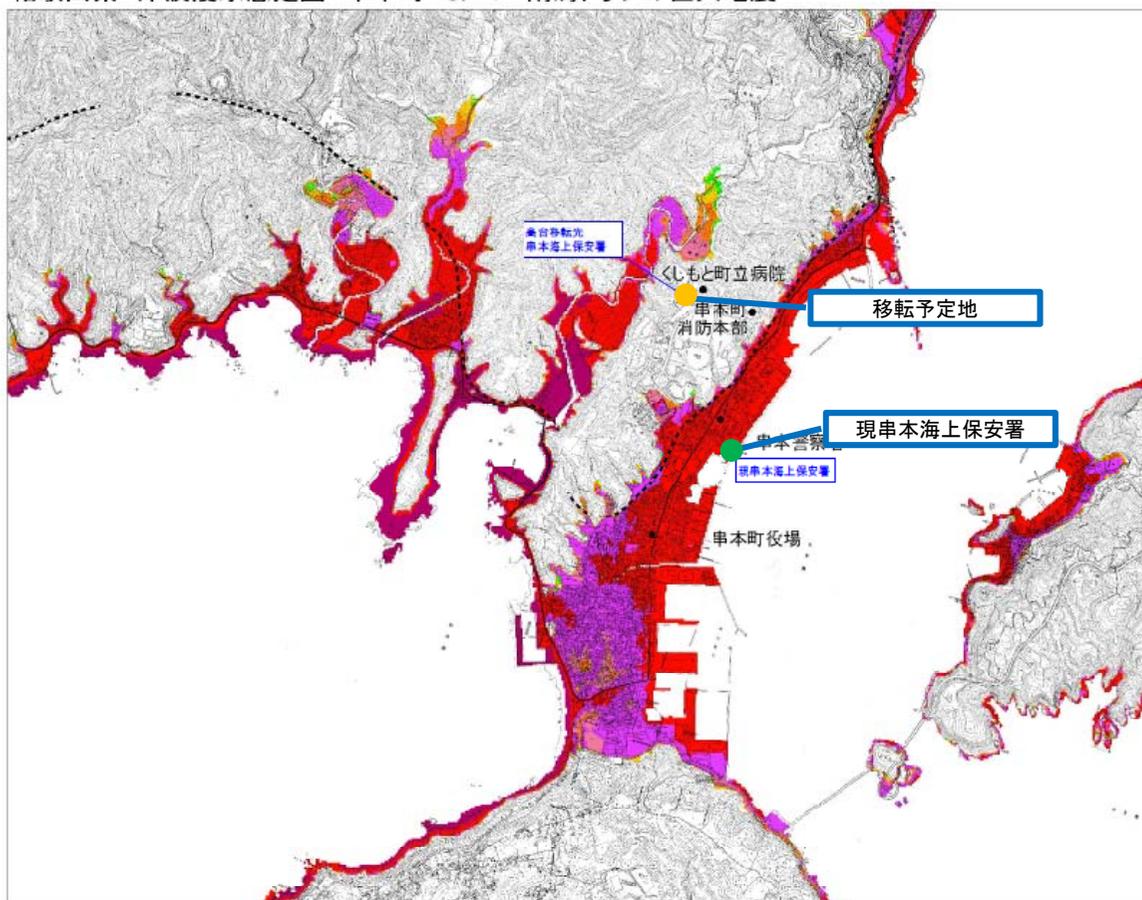
公害分析測定室：検査機器に加え、事務用品の保管も行っている状態

## 2. 事業計画の必要性 ~施設の不備(対津波性能不足)~

### ○施設の不備(対津波性能不足)について

- 和歌山県の南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定(平成25年3月作成)では、現敷地の想定浸水深は5m~10mとされており、建物高さを超える津波の到達が想定されている状況。

和歌山県 津波浸水想定図 串本町 3/7 南海トラフの巨大地震



現串本海上保安署と想定深水深の関係  
(現庁舎断面図)

### 浸水深

- 0.3m以上 1.0m未満
- 0.01m以上 0.3m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 10.0m以上 20.0m未満
- 20.0m以上

### 3. 事業計画の合理性

- 合理性の評点 : 100点
  - 他の案では、事業案と同等の性能を確保できない

#### 1) 賃借施設等について

- 串本市内に必要な耐震性能(耐震安全性の分類:Ⅱ類)に対応する賃借施設が存在しないことから、賃借によることは困難である。

#### 2) 現庁舎の改修等について

- 現敷地における津波による想定浸水深は5~10mであり、2階建ての庁舎全体が浸水するおそれがあるため、現庁舎の改修等によることは困難である。

#### 3) 現敷地での建替えについて

- 現敷地における津波による想定浸水深は5~10mであり、高台で浸水のおそれのない敷地での建替え(事業案)と比較し、同等の性能が確保できない。

## 4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

- 効果の評点 : 121点

分類	項目	係数	評価の根拠	
イ 位置	B1	①用地の取得・借用	1.0	
		②災害防止・環境保全	1.1	自然的条件からみて良好な状態である
		③アクセスの確保	1.0	
		④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	
		⑤敷地形状等	1.0	
イ ①×②×③×④×⑤ 計		1.1		
ロ 規模	B1	①建築物の規模	1.0	
		②敷地の規模	1.0	
ロ ①×② 計		1.0		
ハ 構造	B1	①機能性(業務を行うための基本機能)	1.0	
	B2	②社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能)	1.1	施策に基づく機能が付加される見込みである(別表)
ハ ①×② 計		1.1		
事業計画の効果の評点(イ×ロ×ハ×100)		121点		

## 4. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能の評価～

(別表)

項目	評価	評価の根拠
地域性	C	関係法令・条例等と整合が図られている
環境保全性 (環境保全性)	B	充実した取り組みが計画されている ー 太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 ー 事務室等へのLED照明の導入
環境保全性 (木材利用促進)	B	充実した取り組みが計画されている ー 内装等の木質化への対応、車庫、自転車置き場の木造化
機能性 (ユニバーサルデザイン)	B	充実した取り組みが計画されている ー 建築物移動等円滑化誘導基準を満たす整備
機能性 (防災性)	C	総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備が計画されているほか、防災に関する一般的な取組が計画されている

## 4. 事業計画の効果

～施策に基づく付加機能

(環境保全性・木材利用促進・ユニバーサルデザイン)～

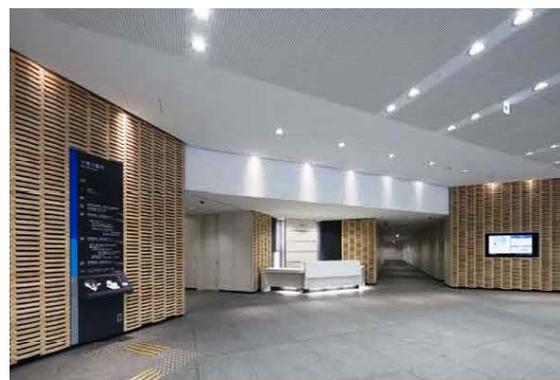
### ●環境保全性

- ・建物の屋上に太陽光発電設備(10kw)を設置  
(自然エネルギーの有効活用と電力量の低減)
- ・事務室等へのLED照明の導入  
(更なる省エネルギー化と電力量の低減)



### ●木材利用促進

- ・内装の木質化
- ・車庫、自転車置場の木造化



### ●建築物移動等円滑化誘導基準を満たす整備

- ・多機能トイレの整備
- ・車いす使用者用駐車場の整備



## 5. 評価

事業計画の必要性	115点
事業計画の合理性	100点
事業計画の効果	121点